

沖縄のさとうきび生産と糖業に関する「覚書」(上)

さいとうたかひろ
斎藤高宏

1. はじめに
2. 沖縄農業とさとうきび生産
 - (1) 戦後復興期の農業とさとうきび生産
 - (2) さとうきびブームとモノカルチュア化

- (3) 粗糖の輸入自由化とさとうきび生産
- (4) 日本復帰とさとうきび生産
- (5) 沖縄農業の新展開——農業生産の多角化の進展——

1. はじめに

これまで沖縄農業にとって、その重要性は次第に低下しつつあるとはいえ、さとうきびは基幹的な農産物であった。そして、そのもとで糖業は数少ない移出産業として位置付けられてきた。しかし、円高のもとでの輸入圧力や規制緩和とからめた農産物価格政策の見直し要求などを背景に、これらは新たな展開を迫られることになり、たとえば、沖縄農業はさとうきびから、野菜、畜産物、花卉、果実、葉たばこなどへの転換を積極的に進めてきた。

こうした多角化の進展によって、沖縄農業の生産構造は変化しつつある。しかし、その一方でさとうきび生産の減少はそれでもなくとも従来から合理化、再編が課題とされてきた糖業に一段と深刻な影響を及ぼし、その存在自体が問われるまでになっている。なぜならば、沖縄には多くの分蜜糖工場が存在しているため、その操業の低下にとどまらず、工場自体の廃止が避けられなくなっているからである。

また、大幅に減少したとはいえ、離島の小規模な含蜜糖生産にも問題が少なくない。多くの離島のもっとも重要な産業でありながら、「糖安法」の対象外となっていることもあって、その価格が不安定なうえに、需要が

限られているため市場が狭小で、しかも、近年、海外からの輸入増加によってその市況自体も低迷を余儀なくされているからである。

本稿は、こうした沖縄におけるさとうきび生産と糖業の位置付けとその変化を明らかにすることを課題としている。

2. 沖縄農業とさとうきび生産

(1) 戦後復興期の農業とさとうきび生産

戦後、アメリカ軍政府(1950年12月15日以降、琉球列島アメリカ民政府(USCAR))の統治下で、農業生産を含めてすべての経済活動が再開されることになったが、その形態は従来とは大きく異なり、いわば統制経済的なものであった。しかも、戦災による耕地の荒廃とアメリカ軍による広大な土地の接収などによって、耕作可能な農地が激減してしまったし、農業労働力の不足も深刻な状況であった。そのため、農業生産は戦前に比べて大幅に落ち込み、深刻な食糧不足に陥ってしまった。

さとうきび生産に関してもその例外ではなかった。否、むしろ米、甘藷などに比べて厳しい状況に置かれていた、といっても言い過ぎでない。なぜならば、肥料、農機、種子などの農業資材は必ずしも十分ではなかったが、深刻な食糧不足のもとで、1946年にだされたアメリカ軍政府の指示によって、農業生

産のなかでも米をはじめ、麦類、甘藷などの食糧が優先される一方で、さとうきびは焼却を余儀なくされて全滅の危機に瀕するまでになったからである。さとうきび畑は次々に甘藷畑に転換されてしまったのである。

ただ、一方では、こうした状況を憂う声も少なくなかった。沖縄の農業生産のなかでさとうきびは従来からもっとも重要な農産物の一つとして位置付けられていたからである。そのため、沖縄諮詢委員会農務部はさとうきび苗の確保、保存を図ることを目的に、1946年3～4月に中城村字津覇の残存さとうきびのうち、約2町歩分(6万本)を本島北部の今帰仁村に移送し、繁殖さとうきび苗用として各部落に割当配布し栽培させた⁽¹⁾。

また、農業試験場でも秘かにさとうきび苗の保存と増殖に努めていた。アメリカ軍上陸前の1944年9月に牧原訓練所の隔離苗圃(現在の嘉手納町字久得の山中)にさとうきびを分散移植したが、戦後、同地区がアメリカ軍の施設内に取り込まれて立入り禁止区域となった。しかし、数人の職員がこの立入り禁止区域に潜入して数種類の品種の苗を持ち帰り、これを基礎に将来の糖業復興への備えとして、その増殖並びに試験を行っていた⁽²⁾。そして、これらの苗がその後の沖縄のさとうきび生産の基礎となったのである。こうした対策が採られなければ沖縄のさとうきび生産の再開は大幅に遅れたことは想像に難くない。

1947年3月、宮城仁四郎(当時の沖縄県民政府工業部副部長)は『沖縄糖業復興の急務について』と題した意見書を沖縄県民政府とアメリカ軍政府に提出し、沖縄農業におけるさとうきび生産の位置付けと糖業のあり方に関して詳細な分析を行った。

そのなかで前者について、第1に、甘藷及び大豆作の輪作作物として最適である、第2に、暴風に強く、沖縄の如く台風の多い土地に於いてもっとも安全な作物であるのみなら

ず、他の作物の防風林となり、また、夏期は干ばつ防止林、冬期は寒害防止林となる、第3に、その葉鞘などは大家畜の主要な飼料として利用できるため、有畜農業を可能にする。そして、それによって役畜の利用及び収入をあげることを可能にする⁽³⁾、などの理由から沖縄農業にとってきわめて重要な存在である、として、その生産の再開を進言した。もちろん、これは当時の沖縄の多くの農家及び旧糖業関係者の偽らざる考えを踏まえたものであった。

事実、これを裏付けるように、当時、沖縄では甘藷の連作によって、随所で連作障害が発生し、アメリカ軍政府の指示で進められていた食糧増産政策は期待された程の成果をあげることができなかった。また、農家にとっても、数少ない換金作物の一つであるさとうきび生産の禁止は経営的に大きな痛手であった。そのため、農家はこうした農業経営への不満とともに、糖業振興の必要性を頻りに訴えるようになり、その意味からもさとうきび生産の再開要求の声が一段と高まることになった。

しかし、当初、アメリカ軍政府はさとうきび生産の再開に乗り気ではなく、むしろ慎重な姿勢をとった。なぜならば、沖縄は第2次大戦と戦後の軍用地接收で耕地が狭少になり、さとうきびの作付け余地が少ないこと、しかも、砂糖は国際商品であること、さらに、沖縄の民族資本は貧弱で、とうてい国際競争に対抗できないこと⁽⁴⁾、などを十分認識していたからである。とりわけ本島におけるさとうきび生産が甘藷などの食糧生産と競合し、必然的に食糧の絶対量の減少を来すことを懸念していた。

これに関しては、アメリカ陸軍省が派遣した琉球列島への農業使節団によって提出された報告書、『琉球列島における農業および経済復興について(報告書)』(Agricultural Mission to the Ryukyu, Agriculture and

Economic Reconstruction in the Ryukyus: A Report, November 1949) からもしっかりと窺うことができる。この報告書では、先に示した沖縄のさとうきび生産に関する意見書、『沖縄糖業復興の急務について』と同様なメリットとともに、以下のようなデメリットも指摘している。すなわち、第1に、他のさとうきび生産諸国と比較して、生産性が低いこと、第2に、肥料を多量に要するため、生産費を高める原因になること、第3に、土壌によくないため、次に植える作物については減産が考えられること⁽⁵⁾、などである。

ただ、アメリカ軍政府は沖縄におけるさとうきび生産の再開にあくまで反対した訳ではなかった。これらを踏まえて、食糧生産への影響が大きい本島は避けたが、1947年には南大東島におけるさとうきび生産と糖業の再開に前向きな見解を示すことになったからである。そして、1948年1月、アメリカ軍政府はようやく南大東島におけるさとうきび栽培を許可することになった。これによって、南大東島に限られていたとはいえ、戦後はじめて沖縄においてさとうきび生産に取り組む体制が確立することになり、沖縄全土においてさとうきび生産再開の声が益々高まることになったのである。

1950年、アメリカ軍政府は糖業に関する公

聴会を開催し、沖縄における糖業のあり方に関して糖業関係者と意見を交わすことになったが、この場で後者から沖縄における糖業の重要性が強調されるとともに、その復興が急務である、とする意見が相次ぐことになった。そのため、アメリカ軍政府もその再開を了承し、糖業の復興が具体化することになった。

これを受けて、琉球政府（農林省）は直ちに「糖業復興計画」を作成するとともに、アメリカ軍政府に糖業再建への援助を要請した。こうした状況の急展開のなかで、すでに一部では再開されていたが、本島でも本格的にさとうきび生産がはじまり、さらに、その他の地域にも次第に広がることになった。

しかし、戦時中の食糧増産のための甘藷生産への転換に加えて、戦災による被害、焼却による耕作放棄、食糧生産を重視したことによる生産再開の遅れなどの影響はきわめて深刻で、沖縄におけるさとうきび生産は甘藷、米などの食糧生産に比べて回復が大幅に遅れてしまい、1950年度には収穫面積が1,339 ha、生産量も4万7,000トンにとどまっていた。第1表にみるように、戦前のピークの1938年度がそれぞれ1万4,808 ha、108万5,347トンであったから、当時と比較するとそれぞれ9.0%、4.3%に過ぎなかった。その

第1表 さとうきびの収穫面積と生産量——戦前・戦後の比較——

(単位: ha, t)

		収穫面積	1938年度=100.0	生産量	1938年度=100.0
戦前	1936年度	15,156	102.4	812,743	74.9
	38	14,808	100.0	1,085,347	100.0
	40	14,781	99.8	902,771	83.2
	42	14,537	98.2	572,077	52.7
戦後	50	1,339	9.0	47,000	4.3
	52	4,150	28.0	176,568	16.3
	54	4,869	32.9	370,621	34.1
	56	6,348	42.9	371,560	34.2

資料：沖縄県農会編『糖業彙報』（各年版）。

琉球政府経済局『糖業関係資料』（各年版）。

池原真一編『沖縄糖業統計』（農林統計協会、1973年）。

意味では、さとうきび生産はもっとも回復が遅かった農産物の一つであった。

ちなみに、同期間に米、大豆、麦類、畜産物などの生産量も軒並み減少したが、いずれの減少幅もさとうきびに比べれば小さかったし、甘藷はむしろ74.6%も増加し、供給過剰すら懸念されるまでになった。アメリカ軍政府（海軍軍政本部）指令第108号「農業中央管理」（1946年1月23日付）、同指令第121号「土地所有権関係資料蒐集に関する件」（1946年2月28日付）などの一連の緊急的な指示によって、沖縄の農地のすべてが対象とされた訳ではなかったが、新たに導入された割当耕作制度のもとで⁽⁶⁾、食糧生産は大幅に増大することになったのである。

1950年代以降における沖縄の基地経済体制の確立に伴って、農業生産も次第に軌道に乗り始め、とりわけ1950～55年度には主要農産物のなかで米、大豆、甘藷、さとうきび、畜産物などの作付面積（飼養頭数）は押しなべて拡大し、生産量もすべて増大した。減少したのは麦類のみであった。なかでも1951年の新優良品種、N:CO310の台湾からの導入（1951年12月9日に当時の琉球臨時中央政府（それ以前の琉球農林省農政局）技師の稲福清彦氏が台湾から導入）、1952年の優良さとうきび苗の普及を目的とした「甘蔗中間苗圃設置補助金交付規程」の公布、1953年の原種の増殖を目的とした「甘蔗原苗圃設置補助金交付規程」の公布などに加えて、後で詳しく触れるが、（本土）政府の特恵措置によって、含蜜糖及び分蜜糖などについて有利な条件で本土市場が確保されたこともあって、さとうきびの収穫面積及び生産量の伸びは大きく、同期間にそれぞれ378.7%、883.1%も増加した。その結果、1956年度にはその生産量は1938年度当時の34.2%の37万1,560トンにまで回復した。

注(1) 琉球政府経済局『糖業関係資料』（第1号、

1959年5月、1頁）。なお、これと同時に、八重山地区にもさとうきびの苗1反歩分（3,000本）を輸送し、大浜町に苗圃を設置して増殖を図った。これが今日の八重山地区のさとうきび生産の基礎となった。

- (2) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編『沖縄県農林水産行政史』（第4巻、1987年、413頁）。
- (3) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編『前掲書』（第13巻、1983年、591～592頁）。なお、宮城仁二郎「戦後の琉球糖業の歩み」（樋口弘編著『糖業事典』、内外経済社、1959年、95～101頁）も参照のこと。
- (4) 樋口弘編著『前掲書』（201頁）。
- (5) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編『前掲書』（第12巻、1982年、844～845頁）。
- (6) 沖縄の農地問題については、石井啓雄・来間泰男「沖縄の農業・土地問題」（農政調査委員会『日本の農業——あすへの歩み——』106・107、1976年12月）を参照のこと。

(2) さとうきびブームとモノカルチャー化

琉球政府は、1955年6月に戦後はじめての本格的な経済計画、「経済振興第1次5カ年計画」⁽¹⁾を発表した。この計画は、戦前と戦後の沖縄経済を認識したうえで、たんに生産の拡大のみを目指すのではなく、産業構造の歪みを正して、構造的安定を図ることを目的としていたが⁽²⁾、そのためには農業生産の拡大が重要である、としてその遂行に最大の重点を置いた。

こうした主旨から、この計画では糖業振興計画を策定することになり、そのなかでさとうきび作は立地条件並びに農業経営上から、琉球農業に欠くことのできないものである、として、その生産の振興に積極的に取り組むことを明らかにした。そして、それは1955年度から開始され、途中で目標が修正されたが、1960年度にはその作付面積を9,600ha、生産量を55万トンとする計画である、とした。

さらに、1959年2月の（本土）政府の「国

内甘味資源の自給力強化総合対策」の決定を受けて、琉球政府は同年9月に「糖業振興法」を公布、施行し、その一環として、糖業審議会の設置、生産計画の策定及び推進、既設製糖場の統合整理の推進などに加えて、さとうきび農家の経営安定と原料の安定的確保などの観点から、その最低価格基準を定めることになり、沖縄におけるさとうきび政策は次第に整備されることになった⁽³⁾。

こうした一連の政策を背景に、沖縄におけるさとうきびの収穫面積は拡大を続け、1960年度には9,671haになった。先に示した「経済振興第1次5カ年計画」の目標を上回ったことになる。しかも、その後、それは一段と加速し、翌1961年度には1万540haとはじめて1万haの大台を突破するまでになった。また、生産量は1960年度には49万4,904トンで目標に若干届かなかったが、翌1961年度には66万7,302トン、そして1962年度には107万4,510トンを記録し、戦後はじめて100万トンの大台に乗せた。

もちろん、沖縄の農業粗生産額全体に占める主要農産物のシェアも次第に変化することになった。それを示したのが第2表である。

これによると、1958年度のさとうきびの粗生産額は514万7,000ドルで、畜産物、米（水稻）、甘藷などを下回っていた。そのため、シェアも全体の14.5%にとどまっていた。さとうきび生産は増大しつつあったが、全体からみれば依然としてマイナーな存在であった。ちなみに、トップの伝統的な養豚を中心とした畜産物は25.7%であったし、地理的・自然的条件から自給すら困難な米（水稻）は17.8%、生産が大幅に減少しつつあった甘藷は17.5%であった。

しかし、1960年代以降、若干の変動があったものの、主要農産物のうちの米（水稻）、甘藷、小麦などの粗生産額は減少に転ずることになった。また、畜産物のそれも伸び悩みをみせはじめた。一方、さとうきびの粗生産額は増加の一途をたどり、1962年度には畜産物を上回るまでになった。その結果、シェアについても畜産物が25.9%に、甘藷が9.1%に、米が10.5%に、大豆が1.0%に、そして小麦が僅か0.2%に低下したのと対照的に、さとうきびは31.7%と大幅にアップした⁽⁴⁾。

しかも、その後、こうした傾向に一段と拍車がかかり、さとうきびは他の農産物の追随

第2表 農業粗生産額の推移

(単位:1,000ドル)

	1958年度	59	60	61	62	63	64	65	66	67
合 計	35,583	38,236	41,391	51,697	52,070	62,250	58,167	74,610	70,683	72,094
水 稲	6,337	6,357	5,675	6,830	5,448	5,307	1,609	2,061	1,762	1,947
甘 藷	6,234	6,694	5,770	5,635	4,746	4,240	2,848	3,227	4,489	4,185
小 麦	125	147	173	142	87	58	27	28	5	1
大 豆	1,273	1,398	810	957	542	61	64	122	45	26
さとうきび	5,147	6,852	6,335	11,765	16,515	29,176	28,644	35,798	30,207	28,684
パイナップル	241	511	1,585	2,365	2,248	1,888	2,476	2,659	3,510	4,350
砂 糖	—	436	1,999	2,213	1,463	604	87	105	—	—
畜 産 物	9,162	9,104	13,113	14,734	13,491	14,062	15,176	21,017	22,674	24,441
野 菜	4,042	4,275	4,052	5,402	5,957	5,497	5,648	7,385	6,710	6,881
その他の農産物	1,683	1,637	931	389	734	480	1,123	881	1,278	1,579
農 業 雑 収 入	1,341	531	290	372	495	479	238	1,139	—	—
農 産 加 工	—	294	658	393	344	398	227	188	—	—

資料：琉球政府『沖縄農業の現状（1955～1967年度）』（1969年）。

注：—は空欄になっている。

を許さない存在となった。ちなみに、さとうきびのシェアは1963年度には46.9%、そして1964年度には49.2%と、農業粗生産額のほぼ半分を占めるまでになった。後で詳しく触れるように、さとうきび生産農家の共同体的な農工未分離の、しかも、きわめて零細な経営の含蜜糖製造を主体とした在来糖業から、近代的な大型分蜜糖工場への転換のもとで、沖縄農業はさとうきび生産への単一化が急激に進展し、いわゆるさとうきびブームの到来となったのである。

その結果、沖縄農業のモノカルチュア化がしきりに論議されるようになったが、こうしたさとうきび生産の単一化の進展ばかりでなく、モノカルチュア化に関する論議自体、さとうきび+甘藷+豆・雑穀類+畜産などの、いわゆる甘しゃ畑作経営を主体として戦前から展開されてきた沖縄農業にとっても⁽⁵⁾、いわばはじめて経験するものであり、沖縄農業の生産構造が大きく変化しつつあることをはっきりと物語るものであった。しかも重要なことは、このさとうきびのモノカルチュア化がその後の沖縄農業を規定し、その構造的な歪みの原因の一つとなったことである⁽⁶⁾。

ここで、このさとうきびブームの背景についてもう少し詳しく考察しよう。これに関しては総理府特別地域連絡局が農林省に委託して取りまとめた報告書、『沖縄における農業事情視察報告』(1965年6月)のなかで以下のように要約されている⁽⁷⁾。すなわち、(1)(本土)政府の「国内甘味資源の自給力強化総合対策」にともなう関税と消費税の振替措置によって沖縄産糖に対する保護が厚くなった、(2)国際糖価が比較的高水準で、とくに1963年の糖価暴騰がスライド制であったため原料代が高騰し、生産意欲をかきたてた、(3)原料代上昇の結果、他作目より粗収入収益性が有利になった、(4)労働力不足及び兼業の増加に対しても、比較的収穫時期にしか労働を要しない作物である、(5)1963年の大旱

ばつによって、天水田はもちろん、用水不足田にさとうきびが作付された、(6)1960年頃から全面的に普及をみた優良品種N:CO310は耐風性、耐旱ばつ性が強く、台風及び旱ばつ常襲地である沖縄の自然条件に適していたこと、(7)大型の分蜜糖工場の増設によって換金性がきわめて高くなったこと、などである。

これらのうち、ここでは、沖縄のさとうきび生産に直接関連するもののいくつかについて補足しよう。たとえば、水稻とさとうきび生産との関連については、沖縄では灌漑施設の整備が不十分で、水稻でさえ干害の影響を免れなかったことである。そのため、一方では米、甘藷などの食糧生産の減少をアメリカ、オーストラリア、ビルマなどからの輸入米によってカバーできる、という沖縄の特殊な状況があったことは事実であるが、水稻よりも投下労働量が少ないうえに、収益性も高く、しかも、生産量を大きく左右する品種についても、従来からのPOJ2725、POJ2778、POJ2883などに代わって、干害や台風などに強いN:CO310が新たに導入されたことなどもあって、少ない水田をつぶしてまでさとうきび作に転向する農家が次第に増加することになったのである⁽⁸⁾。

いま一つ、スライド制にみられるさとうきびの価格政策についても触れよう。琉球政府は、1959年9月に「糖業振興法」を公布、施行したが、そのなかで原料売買価格に関して、以下のように定めている。すなわち、「最低価格基準の決定

第17条 行政主席は、収穫年における原料につき規則で定める原料生産者価格、砂糖の製造及び販売に要する費用並びに海外における砂糖の取引価格及び物価その他の経済事情を参照して、審議会の意見を聞き原料売買価格の最低価格の基準を定めなければならない。

2 前項の原料売買価格の基準は、毎年8月

に定め、当該年の9月1日から翌年8月31日まで適用する」である。

なお、施行規則では、以下のような具体的な内容となっている。すなわち、

「基準決定に必要な事項

第18条 法第17条の規定により、行政主席が定める原料搬入価格の最低価格の基準設定に必要な事項は、次のとおりとする。

一 原料生産者原価については、甘蔗夏植、春植、株出及び甜菜について、政府が調査した3ヶ年間の栽培費

二 砂糖の製造費については、政府が調査した3ヶ年間の砂糖製造費

三 砂糖の販売費については、政府が調査した3ヶ年間の砂糖販売費

四 海外における砂糖取引価格については、過去1ヶ年間のニューヨーク世界現物相場、東京、大阪砂糖現物相場、及び琉球から輸出される砂糖の輸出価格とその付帯経費、船賃等

2 原料搬入価格の基準は、前項の各号を基準として、輸出価格と原料の濃度に応じて地域の事情、その他物価の動き及び砂糖価格並びに砂糖生産に著しく影響すると認める経済事情等を参しゃくして定めるものとする」である。

この規定にしたがって、1960年8月23日に1960年度のさとうきびの最低生産者価格の基準が告示された。それによると、地域によって若干の格差があったが⁽⁹⁾、たとえば、当年度の分蜜糖工場向けの最低価格は前年度の東京精製上白現物相場の算術平均価格を基準として、また、含蜜糖工場向けの最低価格は、工場への搬入当日を含む前5日間的那覇港渡し、沖縄本島産黒糖1等平均相場を基準として、それぞれ原料の濃度(brix)⁽¹⁰⁾に応じて決定することとされた。なお、翌1961年度の東京精製上白現物相場及び黒糖1等平均相場とさとうきびのbrixとの関係からみたさとうきびのそれぞれの最低生産者価格につ

いては第3表に示されている。

これによると、たとえば、東京精製上白現物相場が0.6 kg当たり75.50～76.50円未満でbrixが18°以上の場合、分蜜糖工場向けの最低生産者価格は1トン当たり16.15ドルとなり、また、前者が同78.50～79.50円未満で後者に変化がない場合、それは同17.50ドルとなった。したがって、糖価の高騰期にはさとうきびの生産者価格もそれにスライドして高騰した。当時は、「国内甘味資源の自給力強化総合対策」もあって、価格の高騰期にあったのである。

さらに、沖縄産糖の保護及び分蜜糖工場の増設などとの関連では、さとうきびの契約栽培の進展を見逃すことができない。従来の小規模な含蜜糖工場の場合には、さとうきびの栽培自体も各農家の主体的かつ共同体的な作業慣行のもとで成立していたが、大型の分蜜糖工場の場合には、製糖工場が独自に農場を所有せず、または、所有しても1か所ないし2か所で、しかも、それは例外的なもので、大半は各農家に肥料、苗、資金などを前貸しして、トラクター運転や植付け時期などの指導を行ない、収穫されたさとうきびを買取するという、いわゆる契約栽培によってはじめて成立するものであった。

ただ、後で触れるように、製糖工場の新設ないし増設ラッシュによって、圧搾能力が大幅にアップしたために、とりわけそれが集中する本島・中部及び同・南部のさとうきび生産地では原料の獲得競争が激化し、しばしば契約条件が守られなかったり、あるいはbrixを引き上げて買取られることもあり、農家に有利な条件が提示されることが少なくなかった。いわば農家にとって有利な売手市場となっていたのである⁽¹¹⁾。

しかし、さとうきびブームにはこうした光の面とともに、陰の面もあることを忘れてはならない。つまり、さとうきびブームの結果、搬出が困難な山地や作付けに適していない強

第3表 さとうきびの最低生産者価格（1961年度）

(1) 分蜜糖工場向け

(単位：ドル/ト)

精製上白東京 現物相場	74.50 未満	74.50 以上 75.50 未満	75.50 以上 76.50 未満	76.50 以上 77.50 未満	77.50 以上 78.50 未満	78.50 以上 79.50 未満	79.50 以上 80.50 未満	80.50 以上 81.50 未満
brix								
23°以上	20.45	20.90	21.35	21.80	22.25	22.70	23.15	23.60
22 "	19.35	19.80	20.25	20.70	21.15	21.60	22.05	22.50
21 "	18.25	18.70	19.15	19.60	20.05	20.50	20.95	21.40
20 "	17.15	17.60	18.05	18.50	18.95	19.40	19.85	20.30
19 "	16.15	16.60	17.05	17.50	17.95	18.40	18.85	19.30
18 "	15.25	15.70	16.15	16.60	17.05	17.50	17.95	18.40
17 "	14.45	14.90	15.35	15.80	16.25	16.70	17.15	17.60
16 "	13.65	14.10	14.55	15.00	15.45	15.90	16.35	16.80
15 "	12.75	13.20	13.65	14.10	14.55	15.00	15.45	15.90
14 "	11.75	12.20	12.65	13.10	13.55	14.00	14.45	14.90

(2) 含蜜糖工場向け

(単位：ドル/ト)

黒糖1等 平均相場	18.00 まで	18.25 まで	18.50 まで	18.75 まで	19.00 まで	19.25 まで	19.50 まで	19.75 まで	20.00 まで	20.25 まで	20.50 まで	20.75 まで	21.00 まで
brix													
23°以上	16.10	16.40	16.70	16.90	17.20	17.50	17.70	18.00	18.30	18.60	18.90	19.10	19.40
22 "	15.30	15.60	15.90	16.10	16.40	16.70	16.90	17.20	17.50	17.80	18.10	18.30	18.60
21 "	14.50	14.80	15.10	15.30	15.60	15.90	16.10	16.40	16.70	17.00	17.30	17.50	17.80
20 "	13.70	14.00	14.30	14.50	14.80	15.10	15.30	15.60	15.90	16.20	16.50	16.70	17.00
19 "	12.90	13.20	13.50	13.70	14.00	14.30	14.50	14.80	15.10	15.40	15.70	15.90	16.20
18 "	12.10	12.40	12.70	12.90	13.20	13.50	13.70	14.00	14.30	14.60	14.90	15.10	15.40
17 "	11.30	11.60	11.90	12.10	12.40	12.70	12.90	13.20	13.50	13.80	14.10	14.30	14.60
16 "	10.50	10.80	11.10	11.30	11.60	11.90	12.10	12.40	12.70	13.00	13.30	13.50	13.80
15 "	9.70	10.00	10.30	10.50	10.80	11.10	11.30	11.60	11.90	12.20	12.50	12.70	13.00
14 "	8.90	9.20	9.50	9.70	10.00	10.30	10.50	10.80	11.10	11.40	11.70	11.90	12.20

資料：琉球政府『糖業関係資料』（第5号，1965年）。

注(1) 1961年9月16日告示，同年9月1日～翌1962年8月末まで適用される。

(2) 上表の精製上白東京現物相場は0.6kg当たり日本円である。

(3) 上表のbrix 14°未満及び24°以上，精製上白東京現物相場が81.50円以上の場合にはこの表の算定方法を基準とする。

(4) 上表に関して，前年度の相場がたたない時は前年度に近い年度の相場を基準とする。

(5) 下表の黒糖1等平均相場は1kg当たりセントである。

(6) 下表のbrix 14°未満及び24°以上，黒糖1等平均相場が18.00セント未満及び24.01セント以上の場合にはこの表の算定方法を基準とする。

(7) 下表はさとうきびの工場搬入当日を含む前5日間の那覇港渡し，沖縄本島産黒糖1等平均相場を基準とする。

酸性土壌の地域まで栽培されたり，また，改植すべき年次に達していたにもかかわらず株出栽培を継続したため，地力の維持増強，病害防除，土壌侵蝕，肥培管理及び生産性の向上などの面から問題が生じるようになったからである。

福仲憲もこの点に関して以下のような問題提起を行なっている。すなわち，さとうきび

の連作によって，経営の内部循環における有機質の還元はほとんど行なわれなくなっており，排水不良や旱害ばかりでなく，雑草や病害虫の被害も多くなっており，生産力の低下と不安定をもたらしている。また，農業の基盤整備や機械化によっても経営組織の単一化はますます深化しており，むしろ農繁期における労働ピークは一層きびしいものとなって

いる。従って農閑期における出稼的兼業化の必然性がかかる技術体系のなかから内発的に作りだされるという悪循環がくりかえされているのである⁽¹²⁾、とした。

さとうさび生産の単一化とともにいま一つ重要なことは、すでに若干触れたが、さとうさび栽培の形態を大きく変化させたことである⁽¹³⁾。沖縄におけるさとうさび栽培は、従来からの甘藷を主体とした輪作体系のなかで、収穫はすべて1～3月末頃に行われるものの、夏植及び春植の新植栽培とそれらの刈株から萌芽を仕立てる株出栽培が、いわば調和的に行われていた。たとえば、1957年度にはそれぞれ全体の46%、24%、30%を占めていた。

しかし、株出栽培は新植のコスト削減と投下労働時間の短縮を可能にするばかりでなく、単収も収穫後の再発芽が旺盛なN:CO 310の著しい普及によって、夏植及び春植の新植栽をむしろ上回るものとなったため⁽¹⁴⁾、当時、基地経済を背景とした第3次産業の発展や急増するベトナム特需などによって、兼業機会が拡大しつつあった農家にとってきわ

めて魅力的であった。そのため、土壌条件によって若干異なるものの、夏植の後退とは対照的に、株出栽培が大幅に増大し、なかには10年間にも及ぶ永年株出すら出現させることになった。つまり、栽培体系自体、さとうさび+株出+株出+株出……という連作体系に変化してしまったのである。

その結果、一方では従来の輪作体系の崩壊に加えて、耕地の荒廃、栽培の粗放化、地力の低下、病害虫の発生などを招くことになったことは否めないが、1966年度には収穫面積の79%が株出で占められるまでになり、夏植及び春植はそれぞれ16%、5%に低下してしまった。とりわけ兼業機会に恵まれた本島・中部及び同・南部では株出が全体の87%に達し、前者では夏植、春植がそれぞれ8%、5%、後者では夏植、春植がそれぞれ10%、3%にまで低下してしまった。それを示したのが第4表である。

注(1) この骨子及び評価については、松田賀孝著『戦後沖縄社会経済史』(東京大学出版会、

第4表 さとうさびの栽培形態の変化

(単位: %)

			本 島			宮古地区	八重山地区	全 体
			北 部	中 部	南 部			
1964 年度	夏 春 株	植 植 出	26	27	30	38	47	32
			14	7	3	4	3	6
			60	66	67	58	50	62
65	夏 春 株	植 植 出	17	14	15	26	27	19
			6	4	2	6	2	4
			77	82	83	68	71	77
66	夏 春 株	植 植 出	15	8	10	28	19	16
			10	5	3	5	4	5
			75	87	87	67	77	79
67	夏 春 株	植 植 出	22	10	13	26	44	20
			10	5	3	3	4	4
			68	85	84	71	52	76
68	夏 春 株	植 植 出	20	8	14	26	41	20
			9	5	2	4	4	4
			71	87	84	70	55	76

資料: 琉球政府農林局『糖業年報』(第10号, 1970年)。

- 1981年, 90~136頁)を参照のこと。
- (2) 松田賀孝著『前掲書』(95頁)。
- (3) 渡辺賢三「琉球糖業の現状」(『ジャパニシュガー』1961年・第1号, 1961年3月, 6~10頁)。
- (4) さとうきびとともに, パイナップルのシェアが1958年度の0.7%から, 1962年度には4.3%になったことも注目に値する。
- (5) 戦前の沖縄農業については, さまざまな視点から研究がなされているが, ここでは取りあえず向井清史著『沖縄近代経済史——資本主義の発達と辺境地農業——』(日本経済評論社, 1988年)をあげておく。同書の第1章(9~21頁)では戦前沖縄経済の構造的特質と砂糖市場の分析を行っている。
- (6) さとうきびモノカルチュア論については, 福仲憲「沖縄農業とさとうきび作経営の展開——さとうきびモノカルチュア論——」(『砂糖類月報』1981年10月号, 15~21頁)を参照のこと。ただ, その一方で, 来間泰男は本土では沖縄のさとうきびよりも米の単一化がみられながら, モノカルチュアと言い表されていないことから, 沖縄のさとうきびが主要食糧ではなく, 加工原料であることによる, とした(来間泰男「日本農業の未来の縮図か」(『経済評論』1971年9月号, 130~131頁))。
- (7) 沖縄県農林水産行政史編集委員会編『前掲書』(第4巻, 1987年, 440~441頁)。なお, 同書の第14巻(農業資料編V), 1985年, 381~401頁に抄録が掲載されている。
- (8) 当時の沖縄の米とさとうきびの関係については, 勝連哲治「沖縄の食糧事情と米」(美土路達雄編著『米——その需給と管理制度——』現代企画社, 1969年5月, 145~158頁)を参照のこと。
- (9) 沖縄・本島は基準価格で, 以下, 1. 沖縄・離島: (1)伊平屋村・伊是名村・久米島・粟国村・伊江村は1トン当たり基準価格より0.90ドル下げ, (2)屋我地村・瀬底島・古宇利島・中部離島は同0.75ドル下げ, (3)南大東村は同2.45ドル下げ, (4)北大東村は同2.90ドル下げ, 2. 宮古・本島は同1.20ドル下げ, 3. 宮古・離島: (1)多良間村は同2ドル下げ, (2)その他の宮古・離島は同1.50ドル下げ, 4. 石垣島は同1.50ドル下げ, 5. 八重山諸島は同2.30ドル下げであった。なお, この価格は分蜜糖工場及び含蜜糖工場双方の搬入に適用された。
- (10) brix (ブリックス)の1度とは, 基準温度20℃のもとで純蔗糖が1%含まれていることをいう。
- (11) 玉城輝次「沖縄本島における甘蔗搬入圏」(『琉大地理』第3号, 1964年3月, 51~65頁)。一方, 本島北部には工場が一つで, 地域のさとうきび生産を独占的に搬入できたが, さとうきび栽培地が分散化しており, 工場が負担する輸送費が割高になるという問題があった。
- (12) 福仲憲「さとうきび「株出」栽培の技術体系と問題点」(『農業経営研究』No. 24, 1975年7月, 72頁)。
- (13) これについては, 池原真一著『沖縄糖業論』(琉球分蜜糖工業会, 1969年, 262~276頁)に詳しい。
- (14) 株出は単収, 生産費, 投下労働時間などの何れについても春植, 夏植(在圃期間の18か月を他と同様に12か月に換算して)に比べて有利である(池原真一著『前掲書』, 265~270頁)。
- (3) 粗糖の輸入自由化とさとうきび生産
- さとうきび生産農家及び糖業関係者の強硬な反対にもかかわらず, 1963年8月, 粗糖の輸入自由化が実施され, 制度的には国内糖価が国際糖価にリンクすることになった。ここでの課題は, この粗糖の輸入自由化が沖縄のさとうきび生産にいかなる影響を及ぼしたか, ということである。沖縄のさとうきび生産者価格は国際的にみて割高なため, その生産に多大な影響を及ぼしたのではないかと考えられるからである。
- しかし, 現実には, その技術的性格も影響して, むしろさとうきびの収穫面積は拡大を続け, はじめて1万haの大台を突破した1960年度の僅か3年後の1963年度には2万haを上回るまでになった。その結果, 生産量も増加を続け, 1962年度の143万3,721トンから, 1964年度には, 同年4月にスタートした「第1次糖業振興五ヶ年計画」の目標生産

量(第2年次, 160万4,470トン)を大幅に上回る243万5,218トンを記録するまでになった。なぜならば、当時、分蜜糖の価格が高騰を続けていたため、それに伴って沖縄のさとうきびの生産者価格も上昇しつつあり、その生産が米、甘藷などの生産に比べて有利となっていたからである。

では、どうして粗糖の輸入自由化にもかかわらずさとうきびの生産者価格は高騰を続けていたのであろうか。それは1962年10月に勃発したキューバ紛争やそのハリケーンの被害による大幅減産に加えて、寒波によるソ連(当時)及び欧州諸国などの甜菜生産の不振などによって国際糖価が高騰したため⁽¹⁾、わが国の粗糖の輸入価格へ波及することが懸念され、さとうきびの生産者価格の基準となる東京精製上白現物相場を大幅に上昇させることになったからである。

たとえば、砂糖のニューヨーク現物相場は1962年5月には1ポンド当たり2.49セントであったが、1963年1月には同5.30セントに上昇し、さらに、同年5月には同10.25セント、そして、同年11月には同11.52セントにまで急騰した。戦後、国際糖価は1956年11月に発生したスエズ紛争を契機として急騰したが、それはせいぜい同6セント台で、上昇率も2倍前後であった。しかし、今回の上昇率は4倍を上回り、戦後の国際糖価としては最高値を示した。

こうした国際糖価の上昇に伴って、東京精製上白現物相場も1962年7月の1kg当たり116.90円から翌1963年2月には同131.43円に上昇し、さらに、同年10月には同160.14円、そして、同年11月には同165.55円にまで急騰した。したがって、僅か1年半ばかりの間に40%以上も上昇したことになる。

しかし、キューバ紛争が1963年末にはほぼ収束に向かったうえに、ソ連(当時)及び欧州諸国における甜菜生産の増産など、世界的な砂糖の需給緩和予想を背景にして、国際

糖価は一転して下落することになった。ちなみに、ニューヨーク現物相場は1964年2月には1ポンド当たり9.00セントと同10.00セントを割ったが、早くも同年12月には同2.66セントにまで下落し、さらに、1965年6月には同1.86セントと戦後の最安値を示した。

そのため、東京精製上白現物相場も1964年2月には1kg当たり136.29円と同140.00円を割り、さらに、同年7月には同113.73円、そして、1965年8月には同91.23円にまで下落してしまった。つまり、ピーク時に比べてそれぞれ前者は83.9%、後者は44.9%も下落したことになる。その結果、さとうきびの生産者価格についても大幅な低下が懸念された。

ところで、こうした価格低下から国産糖及び原料生産農家を保護するために、(本土)政府は、1964年3月、「甘味資源特別措置法」及び「沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法」を公布、施行したが⁽²⁾、さらに、1965年6月には「砂糖の価格安定等に関する法律」、いわゆる「糖安法」及び「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法」(「沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法」の一部を改正)を公布、施行した。その結果、沖縄のさとうきびの最低生産者価格の決定についても変化が生じることになった。制度的には従来からの「糖業振興法」にしたがうものの、「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法」のもとで、「糖安法」に大きく影響されることになったからである。

この「糖安法」のもとでのさとうきびの最低生産者価格の決定メカニズムであるが、それは以下に示されている。すなわち、
「最低生産者価格

第21条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経

済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする」である。

これをうけて、同法施行令第13条では、より具体的に以下のように規定している。すなわち、

「最低生産者価格

第13条 法第21条第1項の最低生産者価格は、付録の算式によって算出される価格を基準とし、当該甘味資源作物の生産費、競合農作物の状況、物価その他の経済事情を参酌し、当該甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定める

2 前項の生産費の算出の方式は農林省令で定める」である。

ここでいう付録の算式とは、

$$P_t = P_{t-1} (I_t / I_{t-1})$$

で、

P_t : 当該甘味資源作物につき算出される価格

P_{t-1} : 最低生産者価格を決定しようとする年（以下「価格決定年」という）の前年の10月1日から価格決定年の9月30日までに収穫されたさとうきびの最低生産者価格

I_t : 価格決定年の農林大臣の定める月または年における農業パリティ指数（物及び役務につき農業者が支払う価格等の総合指数で農林省令で定めるところにより算出されたものをいう。以下同様）またはその平均値

I_{t-1} : さとうきびにあっては価格決定年の前々年から前年にわたる期間のうち農林大臣の定める期間における農業パリティ指数の平均値

をそれぞれ示す。

なお、同法施行令第9条では、農業パリティ指数の具体的な規定を示し、また、同第10条では、甘味資源作物の生産費を算出する際の項目の規定を示している⁽³⁾。

具体的なさとうきびの最低生産者価格の決定であるが、1965年度には「糖安法」の施行を背景に、「糖業振興法」のもとで、brixの如何にかかわらず1トン当たり16.25ドル（分蜜糖工場向けの場合。これは日本円で「糖安法」に基づいて告示されたさとうきび最低価格、1トン当たり5,850円であった（1965年11月20日告示第1472号）。なお、含蜜糖工場向けの場合は同15.58ドル）という平均価格で買い上げるよう告示された（1966年1月18日告示）。「糖安法」では、brixの高低によってさとうきびの最低生産者価格に格差をつけなかったからである。しかし、こうした告示方法について、沖縄では農家、製糖企業などから異議がだされ⁽⁴⁾、1966年度以降、「糖安法」による告示価格を基本としつつも、沖縄の特殊事情を配慮してbrixの高低によって価格差がつけられることになった。それを示したのが第5表である。ただ、brixの区分が1967年度と翌1968年度に変更されたため⁽⁵⁾、ここでは1968年度以降についてのみ示した。

しかし、さとうきびの収穫面積は1965年度の3万1,975haをピークにして減少に転じ、1967年度には2万7,861ha、そして1971年度には2万3,365haにまで減少してしまった。したがって、生産量もパイナップルとは対照的に、1964年度をピークにして減少に転じ、1968年度には195万8,598トン、そして1971年度には、特に宮古地区及び八重山地区を中心とした200日にも及ぶ干ばつに加えて、夏期の28号エルシー台風の影響もあって126万5,242トンにまで落ち込んでしまった。さとうきびブームは次第に過去のものになりつつあったのである。

この1971年度の一過性の大幅な落ち込みは別にして、1960年代半ば以降のさとうきびの収穫面積及び生産量の減少傾向の理由であるが、さとうきびの最低生産者価格は「糖業振興法」のもとで、「糖安法」のパリティ方式

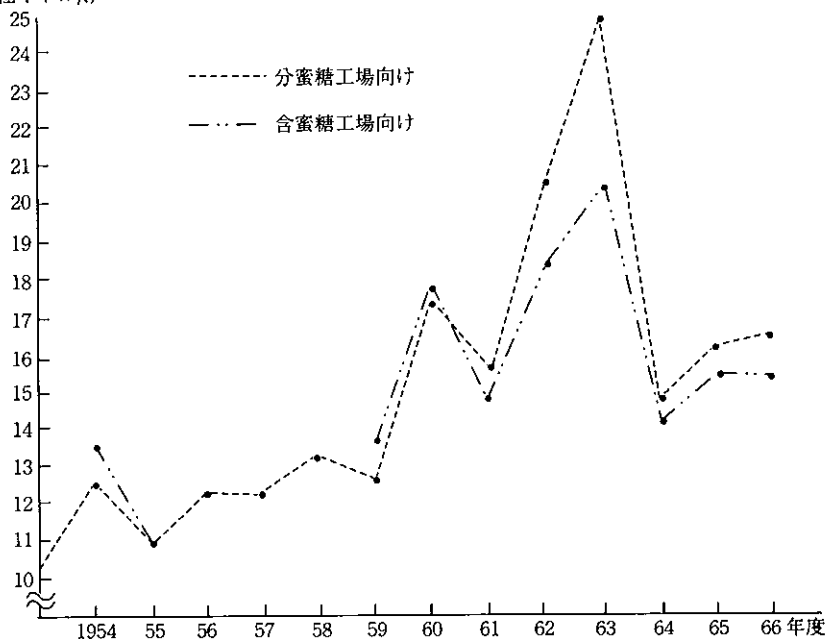
第5表 「糖安法」施行後のさとうきびの最低生産者価格

(単位：ドル/t)

		brix				
		17°以下	18°	19°	20°	21°以上
分向 蜜糖 工場 向け	1968年度	16.61	17.00	17.39	17.78	18.17
	69	16.64	17.24	17.91	18.59	19.26
	70	16.69	17.55	18.52	19.49	20.46
	71	20.00	21.18	22.36	23.53	24.71
含向 蜜糖 工場 向け	68	15.87	16.26	16.56	17.04	17.43
	69	16.27	16.87	17.54	18.22	18.89
	70	16.69	17.55	18.52	19.49	20.46
	71	20.00	21.18	22.36	23.53	24.71

資料：沖縄県農林水産部『糖業年報』(第15号, 1975年)。

(単位：ドル/t)



第1図 さとうきびの平均生産者価格

資料：琉球政府『沖縄農業の現状 (1955～1967年度)』(1969年)。

を考慮に入れて引き上げられたが、その引き上げ率はせいぜい年率2%弱にとどまり、パリティ指数の上昇率に遠く及ばなかったからである。そのため、沖縄ではさとうきび生産が有利性を次第に失ってしまったのである⁽⁶⁾。ただ、その一方で、分蜜糖工場向けの

場合、従来とは異なり国際糖価を反映した東京精製上白現物相場の変動に影響されることがなくなった。

こうしたさとうきびの生産者価格の具体的な変化を示したのが第1図である。これによると、たとえば、さとうきびの平均生産者価

格(分蜜糖工場向け)は1959年度までは高くてもせいぜい1トン当たり13ドル強であったが、1960年度には同18ドル弱、そして1963年度には同25ドル弱に上昇した。しかし、1964年度には一転して同15ドル弱にまで下落している。僅か1年で1トン当たり約10ドルも下落したのである。そのため、10a当たりの粗収益も低下した。短期間ではあったが、さとうきびの生産者価格の低下による粗収益の減少を生産量の増加でカバーした、といえよう。

一方、パイナップルの生産は1957年度には僅か3,768トンに過ぎなかったが、1963年度には4万2,831トン、そして1969年度には10万1,059トンに急増し、農業粗生産額でもさとうきびの43.2%、畜産物の34.6%、野菜の12.0%などに次いで4.5%を占めるまでになった。とりわけ生産の伸びが大きかったのが本島・北部で、現在、1960年代はじめに沖縄のパイナップル生産の過半を占めていた八重山地区を上回る最大の生産地帯となっている⁽⁷⁾。

注(1) キューバ紛争と国際糖価の関係については、斎藤高宏著『農産物貿易と国際協定——相互依存経済への模索——』(御茶の水書房、1979年、302～303頁)を参照のこと。

(2) 前者は、1963年6月、衆議院において、法律の目的に「自給度の向上」を加えるなど、一部修正のうえ可決されたが、同年7月国会の期限切れに伴い、参議院で審議未了となった。また、同年6月7日に国会に提出し後者も審議未了となった。

(3) さとうきびの生産者価格決定の仕組みと問題点については、来間泰男「さとうきび価格と沖縄農業」(『農林統計調査』1977年1月号、48～54頁)に詳しい。

(4) 概してbrixの低いさとうきびしか生産できない宮古地区及び八重山地区の農家はこうした価格告示に異論がなかったが、従来からbrixの高いさとうきびを生産している本島の農家及び製糖企業は反対した。なぜならば、砂糖の歩留まりや糖質を無視し、さとう

きびの重量だけを考えることになり、さとうきびの栽培上、窒素肥料(特に硫酸など)の濫用に陥り、糖分の少ないさとうきびを生産するおそれがある、としたからである(池原真一著『前掲書』、243頁)。

(5) 1966年度は、分蜜糖工場向けのうち、brix19°未満が1トン当たり16.25ドル、brix19°～21°未満が同16.64ドル、brix21°以上が同16.76ドル、含蜜糖工場向けはbrixの如何にかかわらず同15.68ドルであったが、翌1967年度は、前者については、brix18°以下が同16.43ドル、brix19°が同16.79ドル、brix20°が同17.15ドル、brix21°が同17.51ドル、brix22°以上が同17.87ドル、後者については、それぞれ同15.32ドル、同15.68ドル、同16.04ドル、同16.40ドル、同16.76ドルであった(沖縄県農林水産部『糖業年報』第15号、1975年3月、65～66頁)。

(6) 1960年代半ば以降の沖縄のさとうきび生産については、仲地宗俊『戦後沖縄におけるサトウキビ生産——1965年以降の後退要因——』(九州大学農学部農政学研究室研究資料第5号、1975年9月)を参照のこと。

(7) 沖縄にとって、さとうきびと並んで重要なパイナップルに関する研究は数多くなされているが、ここではごく最近の研究である吉田茂「農産物自由化と沖縄パイナップル産業の再編」(『農産物市場研究』第28号、1989年4月、1～10頁)、増井好男「沖縄におけるパイナップル缶詰工業の展開過程——本土復帰以降の変化を中心に——」(『農村研究』第77号、1993年9月、65～76頁)などをあげておく。なお、その後、沖縄のパイナップル生産量は輸入自由化などによって減少し、1994年度現在、2万8,200トンになってしまった。

(4) 日本復帰とさとうきび生産

本土ばかりでなく、沖縄においてもそのあり方をめぐって最後まで対立が解けなかったものの⁽¹⁾、1972年5月に沖縄は日本に復帰し、27年ぶりにその政治経済が本土に統合されることになった。すでに若干触れたように、多くの制約のなかで、従来から実質的には本土との政治経済関係の一体化がなし崩し

的に進展しつつあったが、復帰によってそれが形式的にも現実のものとなったのである。

しかし、沖縄経済は、長期間にわたる琉球列島アメリカ民政府支配のもとで、本土との格差が拡大してしまった。また、復帰間際に円高になったが、1958年9月に通貨がそれまでの軍票B円からドルへ切り替えられていたため（1ドル=120B円）、それに一層拍車をかけることになった。そのため、本土の諸制度への移行には多大な困難が想定された。そこで、政府は沖縄県民生活への影響の緩和を目的に、期限付きではあったが、たとえば、本土で輸入割当品目となっている物資の沖縄特別割当及び消費生活物資の関税減免などの措置、砂糖消費税の減免措置、消費者米価に関する特別措置⁽²⁾などとともに、産業振興のために1971年12月に「沖縄振興開発特別措置法」を公布し、一部を除いて即日施行（他は翌1972年5月15日の復帰をまって施行）することになった。

この「沖縄振興開発特別措置法」のもとで、政府は1972年12月に「沖縄振興開発計画」を策定し、1972年度から10か年計画で本土との格差是正、とりわけ所得格差の是正と自立的発展を可能とする基礎条件の整備を目的に、沖縄の産業経済全般の開発及び振興に本格的に取り組むことになった⁽³⁾。そのなかで、沖縄の産業の基礎である農業についても、一方では自然破壊、環境破壊が懸念されながらも、畑地灌漑施設整備並びに大型機械化作業に対応するための圃場整備、農道整備などの生産基盤の整備をはじめ、さまざまな措置がとられることになった。政府と沖縄県では取り組みの姿勢が必ずしも一致した訳ではなかったが⁽⁴⁾、復帰に伴って急務となった本土との経済格差、農家所得の格差是正の意味からも、農業生産の基礎的條件の改善に乗り出すことになったのである。

農業のなかでもっとも重要なさとうきびに関しては、復帰間もない1972年6月、「甘

味資源特別措置法」にしたがって沖縄全域がその生産振興地域に指定され、さらに、「沖縄振興開発計画」によってその基礎的條件の整備に取り組むことになった。沖縄においても復帰前から基本法農政のもとでの構造改善政策によって、生産基盤が次第に整備されつつあったが、灌漑施設すら未整備な農地が大部分で、さとうきび生産農家は依然として干害、台風など天候に左右される不安定な農業経営を余儀なくされていたからである。さとうきびの生産の安定、単収の増加ばかりでなく、品質の改善のためにも生産基盤の整備は欠かせなかった。

しかし、さとうきびの価格政策自体、大幅に変化しなかった。なぜならば、沖縄のさとうきび政策の基礎となっていた独自の「糖業振興法」の廃止に加えて、「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法」も1971年12月に採択された「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」にしたがって廃止され⁽⁵⁾、先に触れた「糖安法」及び「甘味資源特別措置法」に一本化されることになったが、すでに復帰前から鹿児島県のさとうきび、北海道の甜菜など本土の甘味資源作物と同様な政策的配慮がなされていたからである。つまり、すでに触れたように、沖縄のさとうきびの価格政策は制度的には「糖業振興法」にしたがっていたものの、実際には復帰前から「糖安法」のバリエーション方式を基本としており、その意味では本土なみだったのである。

こうした沖縄のさとうきび（パイナップルに関しても）の価格政策に関して、復帰前から本土には、それはあくまでも一部にとどまっていたが、零細経営のままに価格補償などによる過保護をいつまでも続けることは、かえって事態の混迷を長びかせ適当ではない⁽⁶⁾、として、むしろそれを見直すべきではないか、という厳しい意見すらあった。一方、沖縄のさとうきび生産農家及び糖業関係者は

従来の政策に必ずしも満足していなかった。なぜならば、復帰ブームのなかでインフレーションが進行し、農業の存在自体までも問われていたからである⁽⁷⁾。

具体的には、すでに若干触れたが、従来のパリティ方式を基本とするさとうきびの生産者価格の引き上げは限られたものとなっており、第2次生産費すらカバーできない深刻な状況に陥っていたのである。ちなみに、1972年度の沖縄の分蜜糖工場向け取引価格⁽⁸⁾（農家手取価格）は、生産者代表と企業者代表の取り決めにより政府の告示価格（brix19°以上：1トン当たり6,950円、brix19°～16°：同5,940円）を上回る一律7,000円とされ、これに積込費として同250円が加算されることになったが、第2次生産費は同9,216円であった。

そのため、さとうきび生産農家及び糖業関係者をはじめ、県議会などからもさとうきび政策の抜本的な修正の声が一段と強まることになった。たとえば、沖縄県議会はさとうきびの最低生産者価格の引き上げと「糖安法」の改正要求を決議したし、さとうきび生産農家は一体となって、さとうきび要求価格貫徹農民大会を開催した。また、鹿児島県・沖縄県は従来からのパリティ方式から、生産費及び所得補償方式へ改めるよう政府へ要請することを協議した。つまり、沖縄のさとうきびの位置付けからして、本土の米と同様な価格

政策をとることを要求したのである⁽⁹⁾。

たしかに、すでに触れたように、沖縄農業にとってさとうきびは畜産物と並ぶ基幹作物で、いわば本土の米に匹敵していた。米作なしに本土の農業がありえないように、さとうきび作なしに沖縄農業はありえなかった。たとえば、第6表にみるように、1972年度現在、沖縄の耕地面積は全体で4万7,121haで、その94.7%は畑地であったが、さとうきびの作付面積は2万3,362haで畑地の52.3%を占めていた。なかでも非酸性土壌の島尻マージ、ジャーガル地帯で、従来からのさとうきびの主産地である本島・中部及び同・南部ではそれぞれ65.7%、70.3%を占めていた。本土の主要米作地帯でも耕地面積の大半が水田である、というところはなかったのではないか。

また、第7表にみるように、1972年度現

第6表 沖縄の耕地面積（1972年度）

（単位：ha，%）

	田	畑 (A)	さとうきび畑 (B)	(B)/(A)
本 島	1,385	26,311	15,735	59.8
北 部	885	9,307	4,058	43.6
中 部	128	5,952	3,910	65.7
南 部	372	11,052	7,767	70.3
宮古地区	—	11,765	6,204	52.7
八重山地区	1,096	6,564	1,423	21.7
合 計	2,481	44,640	23,362	52.3

資料：沖縄県農林水産部『糖業年報』（第15号，1975年）。

第7表 沖縄のさとうきび生産農家（1972年度）

（単位：戸）

	農家戸数	さとうきび 生産農家戸数	規模別さとうきび生産農家戸数						
			5a未満	5～10	10～30	30～50	50～100	100～150	150a以上
本 島	46,963	35,666	654	3,368	13,006	8,643	7,748	1,541	706
北 部	14,454	10,672	244	1,108	4,015	2,490	2,263	413	139
中 部	16,758	11,578	200	1,179	5,097	2,787	1,945	316	54
南 部	15,751	13,416	210	1,081	3,894	3,367	3,540	812	513
宮古地区	8,467	6,929	29	142	804	1,080	2,316	1,495	1,063
八重山地区	3,916	2,016	6	46	412	367	619	315	254
合 計	59,346	44,614	689	3,556	14,222	10,090	10,683	3,351	2,023

資料：沖縄県農林水産部『糖業年報』（第15号，1975年）。

在、全農家の75.2%がさとうきび生産を行っていた。とりわけ本島・南部ではさとうきび生産農家は全体の85.2%にも達していた。しかも、経営規模も小さく、さとうきび生産農家の88.0%が1 ha以下であり、10 a以下の農家も9.5%あった。一方、1.5 ha以上の農家は全体の僅か4.5%にとどまっていた。なかでも本島・中部では1.5 ha以上の農家は全体の0.5%に過ぎなかった。

さらに、『1971年沖縄農業センサス報告書』によると、1971年10月1日現在、本島、とりわけ中部では農家の86.7%、また、同・南部でも同78.1%が兼業農家で、しかも、こうした兼業農家の大半が第2種兼業農家であった。これらの地域では兼業機会も多く、農外収入を得る機会に恵まれていたからである。もっとも、他の本島・北部をはじめ、八重山地区、宮古地区でも兼業農家は全体のそれぞれ73.2%、72.0%、66.0%を占め、それほど大きな違いがなかった。また、第2種兼業農家が過半を占めている、ということも同様であった。

もう一つ無視できないことは、すべての地区の農家に共通していることだが、第2種兼業農家の世帯主が兼業に就いていることは当然として、第1種兼業農家の世帯主が兼業に就いているケースが少なくなかったことである。特に、宮古地区、本島・中部ではそれはそれぞれ72.8%、60.0%に達していた。本土では、米作の機械化と兼業化は密接な関係にあったが、沖縄ではさとうきび生産と兼業化が同様な関係にあった、といえよう。

その意味であるが、沖縄のさとうきび生産は、しばしば甚大な被害を及ぼす台風や干ばつへの消極的対策として効果的であったうえに、必ずしも好ましいことではなかったが、たとえば、数回に及ぶ株出の例にみるように、粗放的栽培でも一定以上の収穫を可能にする作物的特徴を有していたからである。沖縄の多くの地域においてさとうきびは、いわ

ば本土の米以上の意味をもっていた、といっても決して言い過ぎではない。

しかし、こうした沖縄県をはじめ、さとうきび生産農家及び糖業関係者などのたつての要求にもかかわらず、政府は基本的にはさとうきびの価格政策を基本的には変えなかった。ただ、政府は1973年度から従来からの最低生産者価格とは別に、原料生産出荷奨励金を生産者に交付することを明らかにし、それを1トン当たり1,300円としたため、農家手取価格は対前年度比42.9%増の同1万円(brix19°以上)となった。しかし、沖縄の取引価格の場合には、brixに影響されなかったものの、生産者代表と企業者代表の取り決めによって積込費同500円を加算しても同9,200円にとどまった。

世界的な一次産品の需給逼迫を背景とした糖価の高騰に加えて、肥料、エネルギーなどの資材価格の大幅な上昇をうけて、1974年度以降、政府のさとうきびの最低生産者価格及び原料生産出荷奨励金は大幅に引き上げられたが、これは沖縄の取引価格についても同様で、第8表にみるように、1974年度には同1万5,000円、1975年度には同1万6,100円となった（これらは本土のbrix19°以上の農家手取価格と同額）。しかも、1974年度には積込費として同650円（本島の場合）が加算された。その結果、取引価格ははじめて第2次生産費を上回るまでになった。

こうした沖縄のさとうきびの大幅な生産者価格の引き上げに関して、来間泰男は、復帰後の沖縄農業に与えた影響の大きさとその広がりとは、何ものにも替えがたいものといえよう。これによって、沖縄農業と農民は、安定的な基礎を与えられた⁽¹⁰⁾、としている。

しかし、1976年度以降、取引価格が第2次生産費を上回ったことはない。前者はその後も引き上げられたが、むしろ次第に両者の差が拡大しつつある、といったほうが適当である。なぜならば、取引価格の引き上げが小幅

第8表 さとうきびの生産者価格

— 復帰以降 —

(単位: 円/t)

	取引価格	積込費	備考 生産費
1972年度	7,000	250	9,216
73	8,700	500	11,162
74	15,000	650	13,822
75	16,100	—	15,168
76	17,100	—	19,030
77	18,370	—	19,964
78	18,730	—	19,774
79	19,350	—	22,659
80	20,820	—	25,062
81	21,410	—	23,727
82	21,450	—	24,893
83	21,470	—	24,254
84	21,470	—	25,316
85	21,470	—	26,137
86	21,470	—	26,764
87	20,960	—	26,229
88	20,540	—	28,843
89	20,540	—	24,594
90	20,540	—	33,065
91	20,540	—	32,122
92	20,540	—	30,667
93	20,540	—	28,035

資料: 沖縄県農林水産部『糖業年報』(各年版)ほか。

注(1) 1972年度の価格は分蜜糖工場向けのもの。含蜜糖工場向けはbrixによって異なる。

(2) 1973年度の価格は分蜜糖工場向けのもの。含蜜糖工場向けは記載されていない。

(3) 1974年度以降は分蜜糖工場向け。含蜜糖工場向けの双方が同一価格である。

(4) 1974年度の積込費は本島を対象としたもの。本島以外の積込費は地域ごとの協議によって決定される。

(5) 1987年度以降の価格はbrix 16°以上のもの。

(6) 1987～91年度の価格のうち、50円は品質取引条件整備対策のため農業団体等の指導費に充当される。

(7) 1992～93年度の価格のうち、100円は品質取引対策基金に、30円は品質取引緊急整備対策のため農業団体等の指導費にそれぞれ充当される。

(8) 生産費は農林省(農林水産省)発表の第2次生産費である。

(9) 調査費目の変更により、厳密には1990年度と1991年度との生産費は連続しない。

第9表 さとうきびの家族労働報酬

(単位: 円)

	奨励金等を含めない		奨励金等を含める	
	10a当たり	1日当たり	10a当たり	1日当たり
1975年度	48,824	2,602	75,664	4,033
77	76,264	3,736	92,153	4,515
79	82,034	4,009	89,820	4,389
81	97,078	4,956	105,664	5,394
83	98,400	5,085	105,149	5,434
85	97,181	4,952	102,023	5,199
87	87,800	4,827	91,443	5,027
89	104,281	5,637	106,989	5,783
91	67,135	3,634	69,214	3,746
93	83,635	4,807	85,353	4,905
94	74,637	4,486	76,871	4,620

資料: 沖縄開発庁『沖縄農林水産統計年報』(各年次版)。

なものにとどまったのに加えて、積込費も廃止されてしまったし、一方、第2次生産費のうち、労働費をはじめ、肥料費、光熱動力費などが大幅に上昇したからである。さらに、1987年度以降、取引価格は品質取引条件整備対策費を含めても低下することになった。しかも、brix 16°以上という条件を付けられることになったのである。

そのため、沖縄の主要農業生産のなかで、さとうきび生産は米はもちろんのこと、パイナップル、肥育牛、肥育豚などの生産に比べても収益性が低くなってしまい、第9表にみるように、原料生産出荷奨励金などを含めてもさとうきび生産農家の10a当たり家族労働報酬は10万円前後、また、1日当たりのそれもせいぜい5,000円前後にとどまっている。農家にとって、いまやさとうきびは必ずしも魅力的な農産物とはいえなくなってしまったのである⁽¹⁾。

注(1) 中野好夫・新城盛暉著『沖縄戦後史』(岩波書店、1976年、191～217頁)。

(2) 沖縄総合事務局農林水産部『沖縄農業の動向』(1978年7月、14～15頁)。なお、大城常夫・真栄城守定「生活枠再編の方向」『経済

評論』1971年9月号, 154~161頁)は復帰に伴って生じる消費生活への影響を基地経済とかわらせて明らかにしている。

- (3) 復帰以降の沖縄の開発問題については、伊藤善一・坂本二郎編『沖縄の経済開発』(潮出版社, 1970年)及び沖縄県教職員組合経済研究委員会『開発と自治——沖縄における実態と展望——』(日本評論社, 1974年)などを参照のこと。なお、復帰に先だつ1969年12月には琉球政府は総理府及び経済企画庁の協力のもとで「沖縄の長期経済開発計画の基本構想」を発表したが、翌1970年7月にはこれを具体化させた「長期経済開発計画」を策定した。また、沖縄経済開発研究所も「当面する開発課題——本格的経済開発の前提として——」(1969年8月)及び「沖縄経済の自立にむかって」(1969年11月)を発表した。
- (4) これについては、来間泰男著『沖縄の農業』(日本経済評論社, 1979年, 134~136頁)を参照のこと。なお、1982年8月, 第2次沖縄振興開発計画(1982~1991年度), そして, 1992年9月, 第3次沖縄振興開発計画(1992~2001年度)がそれぞれ策定された。
- (5) 1972年5月, 琉球政府によって施行されていた「輸出検査法」も失効となった。
- (6) たとえば, 日本経済調査協議会『沖縄経済開発の基本方向』(1970年4月, 5~6頁)もそれを指摘している。
- (7) 沖浜守「最近の沖縄糖業事情——見聞録として——」(『糖業資報』1973年・第2号, 1973年6月, 42~45頁)。
- (8) 1972年度の含蜜糖原料の価格はbrixを基準としており, それは以下の通りであった。
すなわち, 14°: 5,260円, 15°: 5,600円, 16°: 5,940円, 17°: 6,270円, 18°: 6,610円, 19°: 6,950円, 20°: 7,290円, 21°: 7,630円であった。また, これに積込費として同180円が加算された。
- (9) これについては, 沖縄県『沖縄振興開発計画の案』(1972年10月)のなかで, 「さとうきびは, 他府県の米に相当する本県農業の基幹作物であるので, 米なみの生産費および所得補償を講ずる」(54頁)とされた。なお, 来間泰男「さとうきび価格と沖縄農業」(『農林統計調査』1977年1月号, 48~54頁)も参照のこと。

(10) 来間泰男「復帰後の沖縄経済と農業」(『農業経済論集』第32巻, 1981年10月, 9~10頁)。

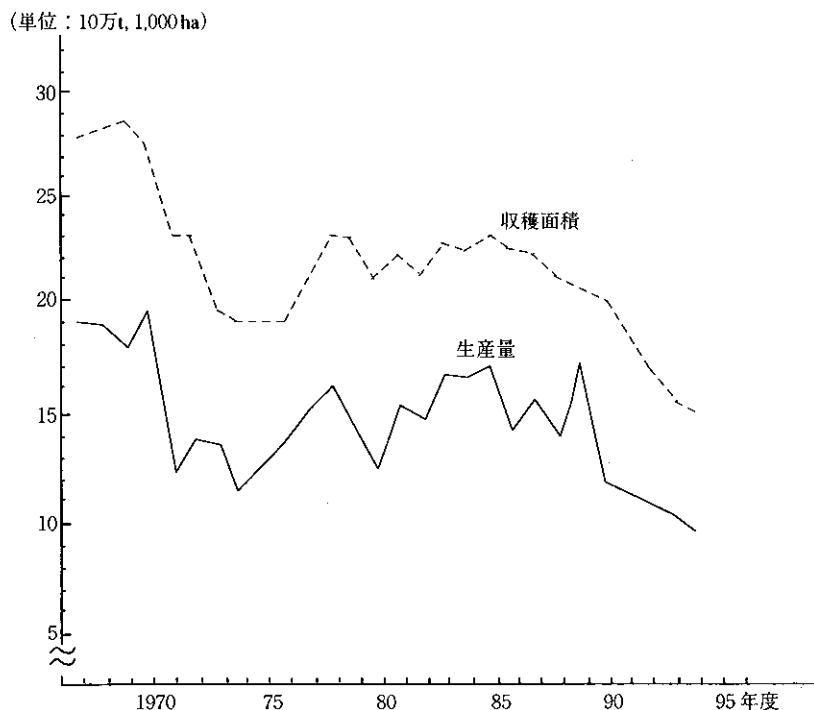
(11) 1980年代前半における沖縄の農業構造の変化については, 山口靖一「沖縄の農業構造と課題〔1〕」(『砂糖類月報』1987年7月号, 25~41頁)及び同「沖縄の農業構造と課題〔2〕」(『砂糖類月報』1987年8月号, 26~43頁)を参照のこと。

(5) 沖縄農業の新展開——農業生産の多角化の進展——

沖縄農業にとって, さとうきびは依然として基幹作物の一つとして位置づけられている⁽¹⁾。しかし, さとうきび生産農家は1972年度には4万4,614戸であったが, 1992年度には3万戸を割り, さらに, 1994年度には2万4,726戸にまで減少してしまったし, それに伴ってその収穫面積や生産量も大幅に減少しており, 長期的には沖縄農業におけるその位置付けが大きく変化している, といっても決して言い過ぎではない。

とりわけ1990年代以降の減少は際だっており, 1990~94年度に前者は25.8%, 後者も19.8%減少し, 第2図にみるように, 1994年現在, それぞれ1万5,135ha, 97万7,004トンになってしまった。つまり, 双方とも1960年代はじめのさとうきびブーム以前の水準にまで後退してしまったことになる。

しかも注目すべきことは, さまざまな兼業機会に恵まれた本島ばかりでなく, 宮古地区及び八重山地区などの離島でも大幅に減少しており, いわばそれが沖縄全土に及んでいることである。それを示したのが第10表である。これによると, 1970年当時と比較すると, 1994年度には本島・中部では収穫面積が38.8%に, 生産量が35.5%に減少しているし, 以下同様に, 本島・北部51.1%, 51.2%, 本島・南部62.9%, 45.0%, 宮古地区55.7%, 63.3%, 八重山地区58.3%, 53.4%にまでそれぞれ減少している。



第2図 さとうきびの収穫面積と生産量

資料：沖縄県農林水産部『糖業年報』（第36号，1996年）。

第10表 さとうきびの収穫面積と生産量——地域別——

(単位：ha, t, %)

	収穫面積				生産量				収穫面積 94/1970	生産量 94/1970
	1970年度	80	90	94	1970年度	80	90	94		
本島北部	4,528	4,156	3,660	2,313	308,277	277,120	226,201	157,955	51.1	51.2
中部	4,581	3,704	2,882	1,779	341,749	242,805	160,513	121,278	38.8	35.5
南部	8,091	6,979	6,723	5,087	698,052	449,741	410,384	314,070	62.9	45.0
宮古地区	7,663	5,410	5,073	4,269	452,928	243,617	314,706	286,915	55.7	63.3
八重山地区	2,895	1,941	2,059	1,687	181,183	87,307	106,925	96,786	58.3	53.4

資料：沖縄県農林水産部『糖業年報』（各年版）。

政府は、1994年9月の第39回甘味資源審議会で、鹿児島県を含めた1998年のさとうきびの収穫面積を2万7,000 ha、生産量を201万7,000トンにすることを決定し、さらに、翌1995年12月に発表した『農産物の需要と生産の長期見通し』（1995年12月25日閣議決定）で、同様に2005年のさとうきびの収穫面積を2万7,000 ha、生産量を205万2,000

トンとした。しかし、沖縄の本島を中心としたさとうきびを取り巻く急激な変化を考慮に入れると実現はきわめて難しい、といわざるを得ないのではないか。

こうしたさとうきびに取って代わったのが野菜、花卉、果実、畜産物、葉たばこなどであり、いわゆる農業生産の多角化が進展することになった⁽²⁾。これらのうち、ここでは野

菜、花卉、畜産物についてみてみよう⁽³⁾。これらの生産を示したのが第11表である。

はじめに、野菜についてみると、1970年代以降、生産は飛躍的な伸びをみせることになった。なぜならば、所得増加を背景とした生活水準の向上、食生活の多様化に伴う県内消費の増大に加えて、とりわけ復帰後、端境期である冬春期の本土向け生産が大幅に増加したからである。沖縄の野菜の場合、その地理的条件から本土に比べて輸送費が高いものの、エネルギー費や施設費が大幅に低いため、価格的にも十分競争力があつた。特に、冬春期を中心とした生産は西南暖地の宮崎県、鹿児島県、高知県などを大きく上回る勢いで増加した⁽⁴⁾。

ちなみに、沖縄の野菜の作付面積は復帰直後の1973年度には3,200 haに過ぎなかったが、1976年度には4,000 haを上回り、さらに1981年度には5,280 haを記録するまでになった。沖縄の場合、その特有な自然的条件や地理的条件のために、しばしば台風や干害などに大きく影響されるものの、にんじん、かぼちゃ、さやいんげん、オクラ、すいか、

とうがんなどを中心にして増加の一途を辿り、野菜の総生産量は1973年度の7万3,600トンから、1977年度には9万4,800トンになった。

また、花卉については、近年、需要の多様化と周年化が進展しており、冬春期の菊、リアトリス、グラジオラス、かすみ草、スターチスなどの切花を中心に本土向けの生産が増加している。なぜならば、野菜と同様に、輸送費を上回るエネルギー費、施設費の有利性に加えて、豊富な太陽エネルギーの影響で全般的に品質への評価が高く、収益性も高いからである。たとえば、沖縄の切花類の作付面積は1976年度には9 haであつたが、1981年度には281 haにまで拡大し、同期間に出荷量も415万本から7,986万本に増加した。なかでも菊の切花は全体の75%以上を占めるもっとも重要な花卉で、特に電照菊は愛知県に次ぐまでに成長した。

最後に、畜産物については、従来からの伝統的な食生活を反映して、本島における養豚が主体であるが、近年はこれに加えて八重山地区を中心に肉用牛、本島・南部を中心に乳

第11表 主要農産物の生産

(単位: t, 1000 本, 頭)

	野 菜	花 卉	畜 産 物		
			肉用牛	乳用牛	豚
1973 年度	73,600	—	25,200	2,820	177,000
75	83,500	—	34,400	2,420	221,000
77	94,800	5,750	34,600	3,490	249,000
79	85,600	19,947	29,400	5,310	262,800
81	89,900	79,856	31,700	6,960	263,500
83	76,100	131,824	39,200	8,280	287,900
85	81,100	177,500	43,000	8,610	295,200
87	77,300	198,800	39,100	8,220	314,300
89	66,500	232,300	39,200	8,130	338,200
91	64,300	281,300	43,600	8,690	311,900
93	70,500	331,500	61,200	9,350	307,000
94	72,800	359,000	64,500	9,190	305,800

資料：沖縄開発庁『沖縄農林水産統計年報』（各年次版）。

注(1) 畜産物は各年2月1日現在の飼養頭数である。

(2) 花卉は出荷量である。

用牛、本島・北部を中心にブロイラーなどの飼養頭（羽）数もそれぞれ大幅に増大しつつある。しかも、その一方で飼養戸数の減少が目立っているため、一戸当たりの飼養頭（羽）数が急増しており、規模拡大が進展している。その結果、たとえば、豚及び乳用牛の各飼養農家のうち、それぞれ100頭以上、20頭以上の飼養農家が過半を占めるまでになっている⁽⁵⁾。

こうした結果、1994年度の農業粗生産額に占める主要農産物のシェアは畜産物の34.9%をトップにして、以下、さとうきび19.4%、野菜16.8%、花卉16.1%、葉たばこ4.2%、果実（含むパイナップル（1.7%））4.1%、いも類1.5%、米1.1%などとなっている。すでに触れたように、さとうきびのシェアはブーム当時でも過半を上回ることにはなかったが、しばらく40%台を維持していた。ところが、1960年代末には40%を割り、1980年代後半にはしばしば30%を下回った。そして、1990年代に入るとシェアを急速に低下させ、いまや20%を割るまでになってしまった。

ただ、これらのうち、依然として大幅な伸びをみせている花卉や肉用牛などを別にして、野菜、乳用牛、豚、ブロイラーなどについては、ここ数年伸び悩みをみせている。むしろ野菜については落ち込みをみせ、端境期の本土への出荷も大幅に減少している、といっても言い過ぎではない。その端的な例が、第12表に示されているかぼちゃ、ピーマン、さやいんげん、キャベツ、オクラなどである。ここでは、これらの野菜のうち、かぼちゃについてもう少し詳しくみてみよう。

沖縄におけるかぼちゃの生産が大幅な伸びを示し始めたのは1970年代半ば以降である。本土の端境期を狙って宮古島及び本島・南部を中心に本格的にその生産に取り組むことになったからである。そして、瞬く間にさやいんげんなどとともに本土市場において製品差別化に成功し⁽⁶⁾、その収穫量も、第13表にみるように、1976年度の僅か1,650トンから1982年度には1万4,800トンにもなった。その結果、たとえば、沖縄における最大の生産地である宮古島のかぼちゃは、宮崎県産、鹿

第12表 沖縄における野菜生産

(単位: t)

	1984年度	86	88	90	92	94
だいこん	3,710	4,150	3,730	2,730	2,420	2,450
にんじん	3,760	4,030	3,480	3,500	3,850	4,260
キャベツ	8,770	8,720	8,470	6,320	6,480	5,940
ほうれんそう	1,530	1,700	1,650	1,550	1,690	2,090
トマト	2,430	2,610	2,530	2,520	2,300	2,340
きゅうり	3,430	4,280	3,930	3,890	3,320	4,220
かぼちゃ	13,000	9,710	5,260	3,650	2,450	1,900
ピーマン	2,390	2,120	1,850	2,090	1,540	1,650
さやえんどう	168	138	104	71	59	52
さやいんげん	3,630	3,480	3,840	4,500	3,850	3,640
すいか	3,420	2,940	2,940	4,650	4,760	5,550
レタス	3,610	4,300	3,600	3,220	3,320	5,640
にがうり	3,300	3,280	3,470	2,720	3,530	5,140
オクラ	1,660	1,550	1,470	1,130	1,390	1,170
へちま	2,480	2,430	2,460	2,070	2,210	2,550
とうがん	2,990	3,330	3,330	3,310	3,530	4,420
ばれいしょ	4,620	4,300	4,820	5,060	6,430	6,820

資料：沖縄総合事務局農林水産部『青果物生産出荷統計調査』（各年版）。

第13表 沖縄のかぼちゃ生産

(単位: ha, t, %)

	作付面積	収穫量	出荷量 (A)	本土への出荷量 (B)	(B)/(A)	輸入量
1976年度	110	1,650	953	108	11.3	—
78	444	5,460	4,073	2,268	55.7	—
80	1,260	12,700	10,290	7,119	69.2	—
82	1,530	14,800	12,237	7,284	59.5	—
84	1,400	13,000	10,655	7,548	70.8	—
86	953	9,710	8,223	5,718	69.5	—
88	681	5,260	4,513	2,299	50.9	81,979
90	331	3,650	2,870	1,670	58.2	99,151
92	221	2,450	1,970	1,086	55.1	122,188
94	156	1,900	1,470	871	59.3	156,783

資料: 沖縄開発庁『沖縄農林水産統計年版』(各年次版)。

沖縄県『沖縄の園芸・流通』(各年版)。

大蔵省『日本貿易統計』(各年版)ほか。

注(1) 輸入量は暦年である。

(2) 1986年までの輸入量は単独で掲載されていない。

児島県産のそれに次いで本土市場で銘柄、「みやこ」を確立するまでになった⁽⁷⁾。

しかし、これをピークにして減少し始め、1994年度には1,900トンになってしまった。とりわけ離島で輸送に関して不利な条件に置かれている宮古島の減少は大幅で、ピーク時の1984年度の僅か1/10以下(6,330トン→241トン)に落ち込んでしまった。そのため、依然として全出荷量の過半を占めているが、1980年代前半には7,000トンを上回っていた本土への出荷もいまや1,000トンを下回ってしまった。あまりにも急激な変化である。

こうした減少の原因として、たとえば、本土における転作生産の増加、品質の問題、輸送の際の荷傷み、作柄不安定による市場評価の低下、輸入の増加などがあげられる。これらのうち、特に注目しなければならないのが輸入の増加である。なぜならば、1994年のわが国のかぼちゃの輸入は15万6,783トンで、ここ数年で90%以上も増加したが、その主要輸入先はニュージーランド、トンガ、メキシコなどで、本土向けとして沖縄で生産されるかぼちゃと時期的に競合が避けられないからである。しかも、これら諸国からの輸入価

格は関税などを考慮に入れても1kg当たり100円以下で、沖縄の本土への出荷価格の半分以下である。そのため、いまや冬春期には沖縄でも輸入かぼちゃが出回るまでになっている。しかも、こうした現象はかぼちゃだけではなく、さやいんげん、オクラなどについてもみられる。

そのため、沖縄では野菜生産の多角化、野菜生産から花卉生産への転換を積極的に進めている。しかし、これらのうち、前者については問題が少なくない。なぜならば、本土への出荷はもちろんのこと、大幅な伸びをみせつつある県内への出荷についても、本土の野菜生産との厳しい競合に直面しているからである。そのため、沖縄の農業生産は野菜を含めて多角化の必要性が頻りに叫ばれながら、さとうきび生産を主体とした構造を余儀なくされている。

しかし、近年、沖縄のさとうきび生産を取り巻く環境は一段と厳しくなっている⁽⁸⁾。たとえば、本島と離島では若干状況が異なるものの、さとうきびの最低生産者価格の据置や生産費の上昇などによる収益性の低下を背景に、ここ数年若年層を中心とした農業労働力

の流出に弾みがかかっているため、農業労働力の高齢化、女性化が進展しており、生産意欲の低下ばかりでなく、生産放棄すら目立っている。

また、さとうきびの収穫作業が依然として人力が主体できわめて厳しいことも影響している。したがって、これを打開するための効果的手段の一つが機械収穫の促進であるが、それは現実には南・北大東島など一部の地域を除いてほとんど普及していない⁽⁹⁾。その理由であるが、これまでの構造改善事業の推進によって機械収穫の可能面積は次第に拡大しつつあるが、機械収穫は生産費の上昇を招くうえに、土壌踏圧により根群の発達を阻害し、結果として収量を低下させ、粗収益を減少させるからである。

たとえば、収穫作業のための乗用小型ケーンハーベスターも実用化されたがその価格は高価で農家にとって購入は容易ではないし、中型のケーンハーベスターを借用するにしても利用料は1トン当たり5,000円前後で、粗収益の25%にも相当する。しかも、機械収穫では10%以上のロスが避けられず、家族労働力による人力収穫と比較して粗収益は30%以上も低下する。

そのため、一定以上の粗収益を確保するためには、経営規模を大幅に拡大しなければならないことになる⁽¹⁰⁾。しかし、規模拡大による専門化も必ずしも容易ではない。たとえ規

模拡大をしたとしても、農業臨時雇用労賃が著しく上昇しているため、収穫作業を雇用労働に依存することは経営的に困難であるし、家族労働力だけではせいぜい2haが限度で、粗収益も現在の価格水準のもとで300万円程度に過ぎないからである。さらに、こうした以前の問題として、沖縄でも農家は容易に農地を手放さない。

こうしてみると、当然のことであるが、今後の沖縄のさとうきび生産はその生産者価格の水準の如何にかかっている、といえる。これに関しては、1994年度からさとうきびについても新たに品質取引が導入され、第14表にみるように、品質（具体的には、糖度。すなわち、従来のbrixから糖度へ変更された）の如何によっては生産者価格が引き上げられることになった⁽¹¹⁾。つまり、brix16°以上のさとうきびに関しては同一価格という沖縄県だけの価格システムが廃止されることになったのである。

具体的には、たとえば、1994年度のさとうきび最低生産者価格についてみると、糖度が13.1°～14.3°の基準糖度帯の場合には1トン当たり2万190円であるが、これを下回る場合には0.1°毎に同130円引き下げられ、一方、これを上回る場合には0.1°毎に同130円引き上げることになった。しかも、これにさとうきび品質取引定着化対策費（農家手取分）として基準価格帯の場合には同220円が

第14表 さとうきびの生産者価格——品質取引——

（単位：円/ト）

	基準糖度	基準糖度帯	最 低 生産者 価 格	基準糖度を		特別措置		農家手取 価 格	備 考 生産費
				下回るもの (0.1°毎)	上回るもの (0.1°毎)		うち農家 手取分		
1994年度	13.7°	13.1°～14.3°	20,190	-130	+130	350	220	20,410	28,874
95	13.7°	13.1°～14.3°	20,190	-130	+130	350	220	20,410	
96	13.7°	13.1°～14.3°	20,190	-130	+130	350	220	20,410	

資料：農林水産省『甘味資源作物に関する資料』（各年版）。

注(1) 特別措置の農家手取分以外は、さとうきび品質取引定着化対策費（うち100円は品質取引対策基金に、30円は団体指導費にそれぞれ充当）であり、基準糖度帯にかかわるものの価格である。

(2) 生産費は農林水産省発表の第2次生産費である。

支払われる。

ここで重要なことは、この新しい生産者価格決定メカニズムのもとで、その大幅な引き上げが実現されるか、ということである。しかし、その引き上げが実現するとしてもそれが大幅なものとなることは必ずしも期待できないのではないか。なぜならば、以前からしばしばみられた生産者価格の引き上げに対する厳しい批判は別にして⁽¹²⁾、さとうきびの生産自体、兼業就業と表裏一体の関係にあり、ここ数年次第に低下しているとはいえ、とりわけ本島では株出が依然として主体となっていることから明かなように⁽¹³⁾、これまで品質の改善よりは、むしろ投入労働時間の短縮を志向してきたからである。

ちなみに、1995年度の沖縄のさとうきびの平均糖度は14.3°で、前年度の同13.1°を大きく上回ったが、基準糖度帯内にあるため、最低生産者価格は1トン当たり2万190円で、これに品質取引定着化対策費（農家手取分同220円）を加えても同2万410円に止まった。

これらを考慮に入れると、沖縄のさとうきび生産は今後とも兼業就業に加えて、すでに触れたように、近年、競合が激化し厳しさを増しつつあるが、野菜、花卉などの農業生産の多角化によって維持せざるを得ないのではなかろうか。

注(1) 基幹作物ではない、とする意見もある（堀口健治・平井秀一「沖縄における農業の新しい展開」(『経済評論』第26巻第1号、1977年1月、101～112頁)。

(2) ただし、さとうきび生産農家の経営複合化はそれ程顕著なものとはなっていない。なぜならば、たとえば、野菜生産がその典型的な例であるが、収穫時期が同じでさとうきび生産と競合するからである。なお、沖縄における経営複合化については、向井清史「沖縄における甘蔗作経営の生産力構造とその新動向」(『農業経営研究』第17巻第1号、1979年8月、52～53頁)を参考のこと。

(3) 沖縄総合事務局農林水産部『沖縄農業の動

き』(各年版)。

(4) 梅木利巳は、沖縄における野菜生産の意義について、(1)さとうきびのような加工資本従属型の原料生産と比較して、自由で自主的な商品生産の可能性が開かれる。自由で自主的な商品生産を通じて、創意と責任と市場経済に対する商業的感覚も養成される筈である、(2)さとうきびよりは、はるかに集約的土地利用＝土地利用の高度化をもたらすであろう。多様な品目の導入による作目交替を可能にし、地力維持の機能も高められる、(3)土地利用の高度化や経営複合化を契機にして、家族労働力の周年的就業機会の増大を図り、農家経済の安定化をもたらす可能性を含んでいる、(4)生鮮農産物の家計の自給を高めるばかりでなく、地場流通を基礎にして、地域的自給率を高めることに寄与する。特に沖縄のように、本土市場から遠隔地にあり、しかも、本島と離島、離島と離島が相互に遠隔地条件下におかれているところでは、地域内自給率の向上は重要な意味を持つと思われる、としている（梅木利巳「沖縄における農産物市場・流通問題の所在——特に野菜の生産と流通について——」(『農業経済論集』第32巻、1981年10月、19頁)。

(5) 沖縄の畜産については、沖縄県農林水産部畜産課『おきなわの畜産』(1996年3月)を参照のこと。

(6) さやいんげんについては、沖縄産は家庭用に適したケンタッキンダー(スジ有り)で、高知県産(平豆)は業務用に適した黒三度・新江戸川(スジ無し)であったし、また、かぼちゃについては、先発の宮崎産は煮物が主体であったが、沖縄産は糖度も高く多様化した需要に適していた(斉藤修「施設園芸の産地間競争」(農政調査委員会『日本の農業——あすへの歩み——』137・138、1982年3月、118～119頁)。

(7) 中野哲二「宮古島の農業——その体質と展開——」(中野哲二・高橋良宣・山下欣一・野元健作・石川祐三「宮古群島の経済・社会的総合研究」(『地域総合研究』第16巻第2号、1988年12月、65～70頁)。(また、太田克洋「わが国かぼちゃ卸売市場構造の雁行形態的変容」(『1996年度日本農業経済学会論文集(『農業経済研究』別冊)』1996年9月、169

- ～174頁）も参照のこと。
- (8) 家坂正光「さとうきび作の現状と課題」(『砂糖類月報』1991年11月号, 4～10頁)。
- (9) 沖縄県全体のケーンハーベスターの稼働台数は, 1995年現在, 大型36台, 中型92台, 小型12台で, さとうきびの収穫面積, 3,814 ha (全体の26.0%) の利用にとどまっている(農林水産省『甘味資源作物に関する資料』, 1996年11月, 136頁)。
- (10) 家坂正光「前掲論文」(8頁)では, 年間400万円の所得を確保するためには12～13 ha 以上必要である, としている。
- (11) これについては, 作田竜一「さとうきびにおける品質取引の導入」(『砂糖類月報』1995年1月号, 2～10頁)に詳しく紹介されている。なお, さとうきび品質取引定着化対策費(農家手取分)は糖度14.4°が1トン当たり90円で, 以下同様に, 14.3°～13.1°: 220円, 13.0°: 350円, 12.9°及び12.8°: 480円, 12.7°: 470円, 12.6°: 460円, 12.5°: 450円, 12.4°: 440円, 12.3°: 430円, 12.2°: 430円, 12.1°: 420円, 12.0°以下: 400円となっている。
- (12) 『日本経済新聞』(1989年5月24日付)。
- (13) 1994年度現在, 収穫面積のうち, 本島・北部では60%(1988年度: 67%, 以下同様)が株出, 以下同様に, 本島・中部74%(78%), 本島・南部71%(72%), 宮古4%(8%), 八重山8%(14%)である。また, 株出の回数については, 本島・北部では1回が全体の32.9%(1988年度: 36.4%, 以下同様), 2回が同24.9%(26.7%), 3回が同19.6%(21.0%), 4回以上が同22.5%(15.9%), 以下同様に, 本島・中部17.9%(22.4%), 14.6%(17.6%), 14.6%(17.1%), 52.9%(42.9%), 本島・南部43.2%(36.3%), 27.3%(26.1%), 16.3%(19.4%), 13.2%(18.2%), 宮古86.8%(71.9%), 7.1%(17.4%), 3.6%(7.3%), 2.5%(3.4%), 八重山94.1%(92.6%), 5.0%(5.3%), 0.9%(1.8%), 0.0%(0.3%)であった(沖縄県農林水産部『糖業年報』第32号及び第36号, 1992年及び1996年)。